

乙訓浄水場脱水汚泥収集・運搬委託仕様書

本仕様書は京都府営水道事務所乙訓浄水場で発生する脱水汚泥の収集・運搬委託について適用する。

1 業務場所

排出事業所 京都府営水道事務所乙訓浄水場（京都市西京区御陵大原地内）

運搬目的地 京都府営水道事務所木津浄水場（木津川市吐師医王寺地内）

2 業務内容

乙訓浄水場で発生する脱水汚泥を木津浄水場のグラウンド用材製造施設まで運搬するとともに指定場所に積み下ろしすること。

※運搬距離：33.9 km

3 使用車両

木津浄水場での積み下ろしが可能なダンプ機能を有する車両を使用すること。（10 t ダンプ相当）

また、積載物の飛散防止など必要な措置を講じること。

4 数量算定

汚泥の搬出時に、乙訓浄水場脱水機棟の汚泥貯留ホッパーに設置されている計量器により行うこと。

5 業務時間

乙訓浄水場及び木津浄水場における作業は、平日の午前9時から午後4時までに行うこと。

6 業務立会

汚泥の搬出・搬入に際しては、発注者の立ち会いを受けるものとする。